

寝屋川市高齢者保健福祉計画（2024～2026）の骨子（案）

（2023/09/21版）

1. 次期計画の考え方

（1）計画の枠組み

- ・次期計画は、2025年（令和7年）を目標として平成27年度から推進してきた地域包括ケアシステムの構築において積み重ねてきた取組の成果を活かし、団塊ジュニア世代が65歳以上となり生産年齢人口の減少が加速する2040年（令和22年）を念頭に置きながら、地域包括ケアシステムを分野や制度を超えた「地域共生社会」の実現に向けた取組のひとつとして深化させ、次のステージにつなぐ計画として策定します。
- ・そのため、本市のまちづくりの指針である「第六次寝屋川市総合計画」や「地域共生社会」の推進の基盤となる「第4次寝屋川市地域福祉計画」、保健福祉分野の各計画とあっそう連動させて、健康寿命を延伸し、子どもからシルバー世代までの誰もが安心し、元気にいきいきと暮らせるまちづくりの視点で、高齢者保健福祉を推進する計画をめざします。

（2）見直しのポイント

- ・次期計画は、以下の点に特に配慮して策定します。

① これまでの取組の成果（強み）の活用

- ・地域包括支援センターや各種地域ケア会議、認知症支援、医療・介護連携など、地域のさまざまな力をあわせて構築してきた地域包括ケアのしくみを、より効果的に連携させて活用する取組の推進
- ・短期集中通所サービスをはじめ、積極的に推進してきた介護予防や重度化防止の取組の、シルバー世代や地域、事業者などの多様な主体の参加によりあっそうの拡充と、きめ細かい対応の推進

② 地域のニーズや課題をふまえた取組み

- ・コロナ禍の影響で停滞した地域の活動（シルバー世代の活躍の場、支えあいの活動など）の再生と、より多様な取組の推進
- ・高齢化があっそう進行するなかで、シルバー世代を含む誰もが安心してらせる防災、防犯などの取組のあっそうの推進
- ・総合計画がめざす「誰もが住みたくなるまち」や、地域福祉計画に基づく「地域共生社会」を実現する高齢者保健福祉の推進

③ 介護保険制度などの制度の充実を活かした取組みの推進

- ・「地域共生社会」の視点での、複合型などを含む効果的な在宅サービスの充実と質の向上、医療・介護の連携や住まいとの一体的支援
- ・育成や環境改善、DX導入や生産性の向上などでの介護人材の確保
- ・認知症基本法の制定をふまえたあっそうの取組み

2. 次期計画の体系

- ・ 現行計画と連続性をもたせて、下図の体系を基本として検討します。



(※) 「4. 目標を実現するための取組」は暫定的に設定したもので、今後、具体的な取組内容を検討するなかで、項目の柱も調整していきます。

3. 各項目の骨子

I. 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

- ・ いっそう高齢化が進行する地域の状況に対応するよう、「地域共生社会」の視点もふまえて、これまで継続して取り組んできた地域包括ケアシステムを深化させて次のステージにつなぐ計画を策定します。

2. 位置づけ

- ・ 老人福祉法（第20条の8）に基づく市町村老人福祉計画と、介護保険法（第117条）に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に策定します。
- ・ 本市のまちづくりの指針である寝屋川市総合計画や福祉分野の上位計画である地域福祉計画、福祉分野の各計画、健康増進計画など、シルバー世代の生活に関係する各種計画とも整合性をもたせて策定・推進します。

3. 期間

- ・ 団塊ジュニア世代が65歳以上となり人口構成が大きく変化する2040年を見据えた長期的な視点をもちつつ、介護保険法の規定に基づき令和6年度から令和8年度までの3年間の計画として策定します。

4. 策定方法

- ・ 市民のニーズや意見を反映するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査を実施するとともに、高齢者保健福祉計画推進委員会やパブリックコメント等での意見をふまえて策定します。

5. 推進方法

- ・ 高齢者保健福祉計画推進委員会で協議と進捗管理を行いながら、市民・団体・事業者・関係機関等と協働して事業や活動を実施します。
- ・ 市は、「重点的に取り組む事項」を計画全体を先導する事業としながら、「目標を実現するための取組」に基づいて各事業を推進します。
- ・ 市民・団体・事業者とも協働するよう、地域福祉計画や社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画等とも連携して、取組を呼びかけます。

6. 日常生活圏域の設定

- ・ これまでの地域包括ケアのしくみづくりを継承してコミュニティセンターエリアを日常生活圏域とし、圏域に2か所ずつ設置する地域包括支援センターが連携して支援やネットワークづくりを推進します。

Ⅱ. 高齢者保健福祉の推進方策

1. 基本理念

- ・シルバー世代を含め、誰もが健康でいきいき暮らせる地域共生社会の実現をめざして、一人ひとりが主役となり、多様な市民、団体、事業者、関係機関、市など、地域のみんなで協働してすすめてきた「地域包括ケア」のしくみづくりの取組を、いっそう深め、広げていきます。

**地域みんなで支えあい、元気にいきいきと暮らすまちの実現
～ 地域包括ケアの深化と広がりをめざして ～**

2. すべての取組で共通して大切にする考え方

- ・基本理念に沿って計画を推進するため、すべての取組で共通して大切にするとともに、取組のふり返りの視点ともなる考え方は、現行計画の3点を引き継ぎ、蓄積を活かしていっそう推進していきます。

- (1) シルバー世代の「自立」と「権利」を尊重します
- (2) 多様な人の多様な“困りごと”を見つけ、支えます
- (3) さまざまな立場の人や組織が力をあわせて取り組みます

3. 基本目標

- ・2025年（令和7年）を念頭に置いて推進している地域包括ケアシステムを効果的に活かしながら、「地域共生社会」の実現に向けてさらに深化するという視点に立ち、現行計画の基本目標を引き継ぎ・発展させます。

- (1) 一人ひとりが“自分らしく”元気にいきいきと暮らす
- (2) 生活や介護をニーズに応じてしっかり支える
- (3) 「地域共生社会」の視点で地域包括ケアを充実する

4. 目標を実現するための取組

- ・「基本目標」を実現するための取組の体系は、継続的な取組をすすめるよう現行計画の柱立てを基本としつつ、「重点的に取り組む事項」とも関連づけて設定します。

- (※)「取組の柱」は暫定的に設定したもので、今後、現行計画の成果・課題や市民、地域のニーズをふまえて具体的な取組内容を検討するなかで調整していきます。

【取組の柱】（暫定版）

（１）一人ひとりが“自分らしく”元気にいきいきと暮らす

- ① 情報の発信と取得・活用への支援
- ② 地域活動・社会活動の推進
- ③ 多様な就労や有償活動などへの支援
- ④ 健康づくりと介護予防・重度化防止、認知症予防への支援
- ⑤ 権利擁護の支援

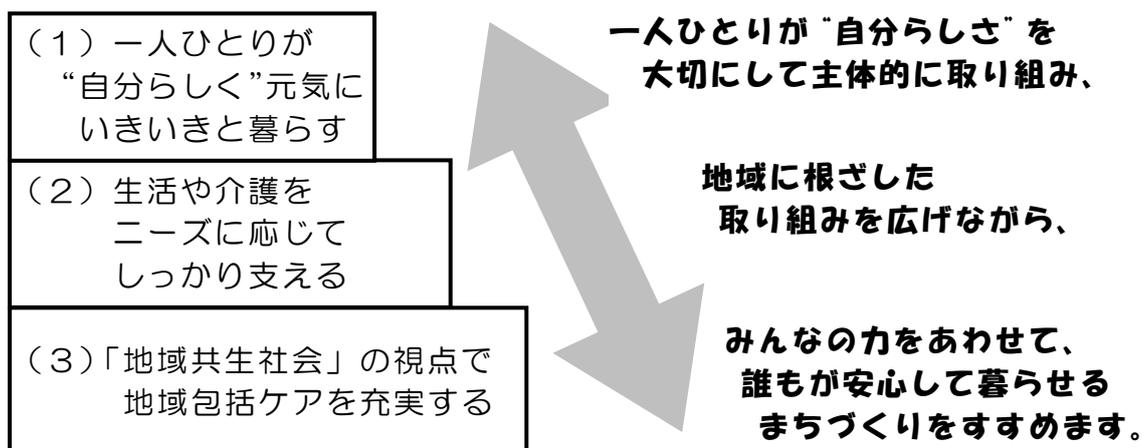
（２）生活や介護をニーズに応じてしっかり支える

- ① “困りごと”に気づき、支援につなぐ取組
- ② 相談窓口とネットワークの充実
- ③ 日常生活を支援するサービスや活動の充実
- ④ 介護を支援するサービスや活動の充実
- ⑤ 認知症の人への支援の充実
- ⑥ 介護者への支援の充実
- ⑦ 支援の質を高める取組

（３）「地域共生社会」の視点で地域包括ケアを充実する

- ① 「地域共生社会」をめざすネットワークの充実
- ② 在宅医療・介護連携の充実
- ③ 地域包括ケアの担い手づくり
- ④ つながり支えあう地域づくり
- ⑤ 安全・安心なまちづくり
- ⑥ バリアのないまちづくり

《「基本目標」と「取組」の位置づけ》



5. 重点的に取り組む事項

- ・「目標を実現するための取組」を先導するため、特に重点的に取り組む事項の内容を定めます。

(※) 取組の内容は、今後、さらに調整し、具体的に検討します。

【取組の内容】(暫定版)

(1) 地域包括ケアシステムの充実・強化

* 地域包括支援センターの機能と体制の充実

- ・地域包括ケアと「地域共生社会」をすすめる視点で、より多くの人からの相談を受け、支援・つなぐ機能と体制の充実

* 在宅医療・介護連携や「公・民」の連携などの多様な連携の推進

- ・在宅医療・介護連携の取組、重層的支援体制による連携とつなぎ、DXの導入などによる情報共有や効果的な連携の推進

* 住まいとの一体的支援と在宅介護の充実

- ・住まいの確保や改善への支援と連動させた、複合的な支援ができる在宅介護サービスなどの充実

* 地域包括ケアの担い手の確保と支援の充実

- ・福祉・介護のサービスや活動の多様な担い手の確保に向けた、大阪府や事業者、地域等と連携した取組の推進

(2) 介護予防・重度化防止と認知症の予防・支援の充実

* 健康と生活機能の維持・改善への支援

- ・多様な主体による「通いの場」の推進
- ・訪問指導や短期集中通所サービスなどによる取組の拡充など、多様な介護予防のニーズに応じた取組の推進

* 認知症の理解と予防・早期対応・支援の推進

- ・認知症の人が安心して暮らせるまちづくりへの理解を通じた、予防と早期発見・早期対応の推進、多様な資源を活かした支援
- ・認知症の人のニーズにも対応し成年後見制度の利用促進などの権利擁護の取組の、地域福祉計画等と連動した推進

(3) 元気でいきいきと活躍する場と参加支援の充実

* 地域・社会活動の場と参加の推進・支援の充実

- ・ウィズコロナ・ポストコロナの地域での活動の場づくり（休止した活動の再開や新たな課題への対応）と、参加への支援
- ・元気アップ体操等の健康づくり・介護予防の推進

* シルバー世代の活躍の場となる多様な就労や有償活動などへの支援

- ・介護予防・日常生活支援事業の有償活動員や「通いの場」づくりなどをはじめ、高齢者の支援や介護への参加の推進
- ・関係機関等と連携した高齢者雇用の拡大と就職支援の充実

Ⅲ. 介護保険サービス等の推計と介護保険料

1. 被保険者数と要介護認定者数の推計

- ・ 現行計画における被保険者、要介護認定者数の推移をふまえ、第9期の令和6～8年度および令和22年度（2040年度）の推計を行います。

2. 介護保険サービスの見込量の推計

- ・ 要介護認定者数の推計、現行計画における利用状況、調査結果等をふまえたニーズ、制度改正の影響等を考慮して、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの第9期と令和22年度の見込量を推計します。
- ・ 推計においては新型コロナウイルス感染症の影響、介護予防・重度化防止等の効果、介護離職の防止のため取組なども勘案して検討します。

3. 地域支援事業の見込量の推計

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス、一般介護予防事業）、包括的支援事業と、本市で実施する任意事業の第9期と令和22年度の事業量を推計します。

4. 介護保険事業費の推計

- ・ 介護保険サービスおよび地域支援事業の見込量に基づき、介護保険事業費を推計します。

5. 保険料の設定

- ・ 介護保険事業費に基づき、第1号被保険者に負担していただく介護保険料を設定します。